

# 「民泊新法セミナー」

主催 (一社)富士五湖観光連盟 富士吉田商工会議所

訪日外国人観光客数は 2000 万人を超え富士五湖地域にも多くのお客様が訪れていますが、外国人観光客が宿泊施設として利用している民泊については、そのルールを定める住宅宿泊事業法（民泊新法）が成立したものの詳細についてはよく知られておりません。本セミナーでは民泊新法の主幹窓口である観光庁観光産業課の鈴木貴典課長を講師にお迎えし、民泊新法に関連する最新の状況についてご講演をいただきます。

- ◆日時 平成29年11月17日（金）  
午後 2時30分 開場  
午後 3時 開演  
午後 4時15分 終演予定



- ◆会場 ハイランドリゾートホテル&スパ  
バンケットルーム「芙蓉」
- ◆講師 観光庁観光産業課長 鈴木貴典氏
- ◆聴講 無料
- ◆定員 100名（先着順、定員になり次第締め切ります）

インバウンドセミナー 講演会参加申込書 平成29年 月 日

事業所名		所属部署	
住所		TEL	
聴講者氏名	①	②	
	③	④	

※ 申込先 ・富士吉田商工会議所 TEL 0555-24-7111 FAX 0555-22-6851  
・一般社団法人富士五湖観光連盟 TEL 0555-22-7102 FAX 0555-22-7142

※ ご記入いただいた個人情報は本講演会開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成、本講演会運営に関する情報目的のみに使用いたします。